

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 磯部 和春

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名 廃油売払
 - (2) 規格・数量等 回収廃油（程度3）・9,000ℓ
 - (3) 引渡場所 陸上自衛隊日本原駐屯地（岡山県勝田郡奈義町滝本）
 - (4) 搬出期限 令和5年5月31日
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和4・5・6年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」C等級以上に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者。
 - (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
 - (5) 入札・契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。
 - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- 3 契約条項等を示す場所

第356会計隊日本原派遣隊 契約班窓口
- 4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時
 - (1) 現場説明会 : 実施しない
 - (2) 入札
ア 場所 : 陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 入札室
イ 日時 : 令和5年4月27日（木）13時30分から
- 5 保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金 : 免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
 - (2) 契約保証金 : 免除（但し、契約者が契約の適切な履行をしない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）
- 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額を持って落札金額とするので、各入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効
 - (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
 - (4) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
 - (5) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- 8 契約書の作成

落札決定後遅滞なく陸上自衛隊標準契約書の様式により契約書を作成する。
- 9 落札の決定方式
 - (1) 総額が予定価格以上で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 10 売払代金の納付期限

物品引渡しのとしまでに納付しなければならない。
- 11 所有権移転の時期

当該物件の引渡しが完了したとき。
- 12 物件の引渡し完了の時期

代金を納付した日から原則として5日以内。ただし、物品管理官が期日を定める場合はその日までとする。
- 13 その他
 - (1) 郵便による入札については、令和5年4月27日（木）12時00分到着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第356会計隊日本原派遣隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札（落札）金額が同額による場合の落札者の決定のための抽選は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
 - (2) 電報・電話・ファクシミリ・電子メール等による入札は認めません。
 - (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
 - (4) 入札に参加する者は、下記第8号入札及び契約事項に関する問い合わせ先に電話にて連絡すること。また、入札参加申込時に第2項第3号及び第6号に示す資格を有することを証する書類を提出して下さい。（FAX可）
 - (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状（様式任意。A4縦使用）を提出して下さい。
 - (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
 - (7) 「入札・契約心得」「契約条項」は、第356会計隊日本原派遣隊契約班窓口又は中部方面隊ホームページにてご確認ください。
 - (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒708-1393 岡山県勝田郡奈義町滝本
陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 契約班 担当：梶原（かじはら）
0868-36-5151 内線(346) FAX0868-36-2198（直通）
売払い物品に関する問い合わせ先
陸上自衛隊日本原駐屯地 業務隊補給科 担当：前田（まえだ）
0868-36-5151 内線(657)

本公告は、陸上自衛隊日本原駐屯地駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/> に掲示している。

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。